

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

平成19年 2月19日

条例第2号

改正 平成28年 2月19日条例第2号

令和5年 2月8日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の保有する公文書の開示に関する必要な事項等について定めることにより、住民の広域連合行政への参加を推進し、広域連合行政に対する理解と信頼を確保し、公正で開かれた広域連合行政を実現することを目的とする。

(令5条例2・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録その他これらに類するもので、組織的に用いるものとして当該実施機関において保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する住民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(令5条例2・一部改正)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（ただし、開示することにより個人の適正な利益が損なわれるおそれがある場合を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲

げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(5) 広域連合と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、広域連合と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 広域連合及び国等における内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 広域連合又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 広域連合又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(令5条例2・全部改正)

(公文書の部分開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いて当該公文書を開示しなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第6条の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(令5条例2・一部改正)

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示したことと同様になる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(令5条例2・一部改正)

(公文書の開示請求の手続)

第10条 第5条の開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(公文書の開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求があつたときは、その日から14日以内に、当該開示請求に係る公文書を開示するかどうかの決定(第9条の規定による開示請求を拒否する旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合に

あつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないことと決定（第9条の規定により開示請求を拒否するときを含む。）した場合は、開示請求者にその理由を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項の規定する期間内に決定することができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。
- 5 実施機関は、広域連合以外の者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等を行うときは、あらかじめ当該広域連合以外の者の意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、前項の規定により広域連合以外の者の意見を聴いたときは、開示決定等の内容を当該広域連合以外の者に通知しなければならない。

（令5条例2・一部改正）

（公文書の開示決定等の期限の特例）

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの開示請求に係る公文書については相当の期間内に開示決定等ができるものとする。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、前条第1項に規定する期間内に次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） この条を適用する旨及びその理由
- （2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

（令5条例2・一部改正）

（公文書の開示の実施）

第13条 公文書の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付その他相当な方法により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により公文書を開示する場合において、当該公文書が汚損又は破損されるおそれがあると認めるときその他相当な理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の開示を行うことができる。

る。

(令5条例2・一部改正)

(第三者保護に関する手続)

第14条 開示請求に係る公文書に広域連合、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第11条第2項により開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公益上特に必要であると認めて開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、第11条第1項の規定にかかわらず、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(費用負担)

第15条 この条例の規定による公文書の開示に係る手数料は無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用

しない。

(平28条例2・追加、令5条例2・一部改正)

(審査請求があった場合の措置)

第16条の2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年群馬県後期高齢者医療広域連合条例第4号)第1条に規定する群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(平28条例2・令5条例2・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例2・令5条例2・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示す

る旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例2・令5条例2・一部改正)

第19条から第21条まで 削除 (令5条例2)

(他の制度等との調整)

第22条 法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合においては、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他の施設において、住民の利用に供することを目的として管理している公文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

(実施機関の説明責任)

第23条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、住民が必要とする情報の的確な把握、広域連合の施策に関する情報の広報等を活用した積極的な提供、広域連合の施策に関し説明する機会の拡充、行政資料の積極的な提供等により、迅速かつ分かりやすい情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、もつて広域連合の諸活動を住民に説明する責任を全うするよう努めるものとする。

(令5条例2・一部改正)

(検索資料の作成)

第24条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第25条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示に関する実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(令5条例2・一部改正)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、施行日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

(公文書の任意的な開示)

- 3 実施機関は、施行日前に作成され、又は取得された公文書について開示の申出があった場合には、この条例の趣旨にのっとりこれに応じるよう努めるものとする。

(令5条例2・一部改正)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月8日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。